

○経済産業省令第 号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

経済産業大臣 名

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

※ 別紙のとおり新旧対照表を挿入

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 指定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）

改正後

改正前

別表第四（第十条関係）

別表第四（第十条関係）

|     |            |      |          |     |
|-----|------------|------|----------|-----|
| [略] | 指定の区分      | 検定設備 | 検定を実施する者 |     |
|     | 非自動<br>はかり | 名称   | 性能       | 人数  |
|     | 基準分銅       | [略]  | 条件       | [略] |
|     | [略]        | [略]  | [略]      | [略] |
|     | [略]        | [略]  | [略]      | [略] |

|     |            |      |          |     |
|-----|------------|------|----------|-----|
| [略] | 指定の区分      | 検定設備 | 検定を実施する者 |     |
|     | 非自動<br>はかり | 名称   | 性能       | 人数  |
|     | 基準分銅       | [略]  | 条件       | [略] |
|     | [略]        | [略]  | [略]      | [略] |
|     | [略]        | [略]  | [略]      | [略] |

備考 表中の「」の記載は注記である。